平成２７年（フ）第１０８号
京都市北区紫野南花ノ坊町24番地
債務者　奥井　公代
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
京都府京田辺市多々羅住建寺18番地　ベッカム101号室
債務者　白川　嘉浩
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３号
京都府宮津市字万町573番地の４、前住所京都府宮津市字惣397番地　みやづ城東タウンＡ棟105号
債務者　廣田みどり
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第１０１４号
堺市北区長曽根町665番地７　エーデルハイム202号
債務者　仲本志津代
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０３９号
大阪府松原市東新町２丁目172番地の11
債務者　亀甲　一也
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁25番８号　ハイツミタニ201号、前住所堺市西区神野町２丁11番12号
債務者　鶴野　　平
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
堺市南区原山台１丁５番４―203号、前住所堺市南区新檜尾台２丁２番２―111号
債務者　近藤　孝子（旧姓黒佐）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
大阪府藤井寺市古室３丁目１番30号
債務者　神田　和幸
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
堺市西区浜寺南町３丁８番地５　ヒルズ浜寺南Ｂ―５
債務者　中條　正広
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２号
福岡県豊前市大字赤熊1297番地２　コーポ昭和102号
債務者　上田　孝子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
北海道夕張郡栗山町字中里25番地34　中里団地76―201号
債務者　柳沢ゆかり
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第５号
北海道美唄市東４条南６丁目２番２号
債務者　森下　　崇
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第２号
新潟県阿賀野市上関口103番地
債務者　渡邊　篤永
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第３２２号
愛知県一宮市木曽川町門間字西大坪29番地３メゾンエクセルⅡ403号
債務者　夏山　正一
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２８号
愛知県岩倉市新柳町２丁目68番地　グレースマンション鶴見102号
債務者　竹下　新一
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３５号
愛知県岩倉市野寄町東出８番地
債務者　大島佐奈恵
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３８号
愛知県一宮市起字堤町144番地１
債務者　今井ヒヨ子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部